

同窓会会則

第一章 名称

第1条 本会は京都文化短期大学同窓会と称し、同学閉学に伴い事務局窓口を、京都先端科学大学総務課に置く。

第二章 目的・事業

第2条 本会は、会員相互の親睦を図る。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図るための事業。
2. 会員の研究修養のための事業。
3. その他本会の目的を遂行するのに適当と認める事業。

第三章 会員・客員および顧問

第4条 本会は、会員・客員・名誉客員および顧問をもって組織する。

第5条 会員は京都文化短期大学卒業生で、役員会で承認されたものとする。

第6条 母校旧職員を客員とする。本会は役員会の推薦によって、本会の功労者または後援者を名誉会員とすることができる。

第7条 顧問は、役員会の推薦により若干名置くことができる。

第四章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 2名 |
| 評議員 | 若干名 | 会計 | 1名 |
| 監事 | 若干名 | | |

第9条 会長・副会長は、評議員の互選による。

2. 評議員の選出は、会員の互選による。
3. 会計・監事は会長が会員の中から委託する。
4. 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、役員会を招集し、その議長となる。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。
6. 監事は、本会の会計および会務の執行を監査する。
7. 評議員は、役員会に出席し、会務を分担する。

第10条 会員の任期は2年とし、重任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は、役員会の承認により補充することができる。
その任期は前任者の残存期間とする。

第五章 総 会

第11条 本会は、通常は懇親会と同時開催とし、特別な事項が発生した場合、その時には総会を開く。

会計報告は、決算後承認の上、5月後半に掲載予定。

第12条 総会は、本会の最高決議機関であって、付議事項は下記のとおりとする。

- 役員を選出と承認 予算 決算
- 会則の変更 各種の事業 入会者の報告
- その他の必要な事項

第13条 名誉客員・顧問は、総会に出席し意見を述べるができる。但し議決権はない。

第14条 総会の決議は、出席者の過半数以上の賛成による。

第六章 支 部 会

第15条 本会の会員が多数在付する地方には、役員会の決議を経て支部会を設置することができる。

2. 支部事務所は、支部長宅に置く。
3. 支部会は、本会と協調して本会の目的達成を図る。
4. 支部長は、支部会の代表として役員会に出席し、その支部会の意見を述べる
ことができる。
5. 支部会の経費は、各支部会にいて負担する。
その際、本部に応分の援助を請求することができる。

第七章 会 計

第16条 本会の経費は、会費・事業収益金・寄付金をもってあてる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第八章 事 務 規 定

第18条 本会の財産は、役員会がこれを管理する。

第19条 本会の役員は無給とする。事務の執行に必要な旅費、その他実費は支給する。
なお、会務を行うに必要ある時は、役員会の決議により囑託を置くことができる。
その手当は会長が役員会の議を経て決定する。

第20条 本会には、次の帳簿を備えなければならない。
会員名簿 会計帳簿 備品台帳 業務日誌
その他必要な帳簿

第21条 本会員は、住所・氏名・職業・勤務先など一身上の変更を生じたときは、速やかに書面にて本部まで通知しなければならない。

第九章 会 則 の 変 更

第22条 この会則の変更は、役員会の議を経て総会において出席者の過半数をもって決定する。

附則

この会則は昭和59年11月 3日より施行する。

この会則は昭和63年10月30日より施行する。

この会則は平成 3年 9月22日より施行する。

この会則は平成12年 4月 1日より施行する。

この会則は平成30年10月20日より施行する。

この会則は平成31年 4月20日より施行する。